秩父市水泳連盟危機管理マニュアル
〈迅速な報告・連絡・対応〉

秩父市水泳連盟
作成者　保 泉

１ プールにおける危機管理について
１　危機管理の目的（何を守るのか）
　①　団員の命を守る
　②　事故発生の抑制
　③　事故発生時の対応
　④　秩父市温水プール・秩父市水泳連盟に対する社会的信用・信頼を守る
２　危機管理の対応
　（１）　予防的対応
　　①　事故・事件が起こらない日常のプール指導を行う。
　　②　日常の子どもの観察記録を行う。
　　③　小さな異変やサインを見逃さない。
（２）　発生時の対応
　①　生じた危機の確認･調査→正確な情報（原因・状態等）
　②　危機管理の方針→手段の選択・組織の編成等
　③　危機の処理→「迅速に」「的確に」「あらゆる場面」を考えて
　④　終結の明確化→秩父市水泳連盟指導の正常化
ポイント
　☆　状況は、「詳しく」「落ちなく」
　☆　対応は、「迅速かつ誠意をもって」～その時、その日のうちに～
　☆　３ない方針で、「あきらめない・見逃さない・見捨てない」
３　危機管理システム
（１）　報告すべき事項
　　５Ｗ１Ｈ（いつ・どこで・だれが・なにを・なぜ、どのように）
（２）　報告システム
　現場（発見者）→指導主任・副主任→プール管理人→指示→処置
　　＊　プール管理人→救急車要請
※　指導主任・副主任は秩父市水泳連盟会長（副会長・理事長）に報告
　＊　報道関係等への対応は窓口一本化
　（対応は、事故の内容、程度により会長の判断でプール事務所または会長に一本化する）

２ プールにおける事故の対応について
（１）　事故発生時の処理と手順
　事故発生
　◆連絡・応援要請◆負傷者の状況把握◆時刻・事態の確認◆関連事故の防止（指示）
１　プール内に沈没している場合
　①　応援要請し直ぐにプールから引き揚げる。プール管理人は事故発生を警笛で知らせる。
　②　人工呼吸を行いながらプールサイドに引き揚げる。プール管理人はＡＥＤを持参する。
　③　指導員又はプール管理人は心肺蘇生並びにＡＥＤ装着し実施する。

④　プール管理人は１１９番通報（救急車要請）すとともに事務所へ連絡する。
⑤　プール管理人はバックボード・レスキューシート・毛布等を用意する。
⑥　プール事務所は救急車をプール北側入口に誘導をする。
⑦　プール事務所は保護者・学校・警察・市役所・関係機関へ連絡する。
⑧　水泳指導者は、指導は中止し、団員をプールから引き揚げ、帰宅を指示する。
⑨　現場主任は会長に事故報告を行う。
⑩　会長は、プール事務所と連絡を取り報道関係の統一化を計る。（報道関係の一本化）
⑪　会長は、三役を緊急召集し、対応を計る。

２　頸椎損傷の場合
①　応援要請し直ぐにプールから引き揚げる。プール管理人は事故発生を警笛で知らせる。
②　頸椎の固定を優先しプールサイドに引き揚げる。管理人はバックボードを準備する。
③　バックボードを使用し頸椎の固定・レスキューシート・毛布等を活用し保温する。
④　プール管理人は１１９番通報（救急車要請）すとともに事務所へ連絡する。
⑤　プール事務所は救急車をプール北側入口に誘導をする。
⑥　プール事務所は保護者・学校・警察・市役所・関係機関へ連絡する。
⑦　水泳指導者は、指導は中止し、団員をプールから安全な場所に引き揚げ、状況により帰宅又は続行を指示する。
⑧　現場指導主任は会長に事故報告を行う。
⑨　会長は、プール事務所と連絡を取り報道関係の統一化を計る。（報道関係の一本化）

３　会場内でのケガ
①　ケガの部位の応急処置を行う、出血の場合は止血をする。
②　ショック状態に陥らないように本人及び周囲を落ち着かせる。
③　負傷程度によりプール管理人は１１９番通報（救急車要請）すとともに事務所へ連絡する。
④　現場指導主任は、団員の動揺に注意して、指導を続行するか、休憩を入れるか判断する。
⑤　現場指導主任は会長に事故報告を行う。
⑥　会長は、プール事務所と連絡を取り報道関係の統一化を計る。（報道関係の一本化）

４　会場内の急病
①　卒倒した場合は、呼吸確認・意識の確認を行う。
②　呼吸確認・意識が無い場合は、
②－１　指導員又はプール管理人は心肺蘇生並びにＡＥＤを活用し実施する。
②－２　プール管理人は１１９番通報（救急車要請）すとともに事務所へ連絡する。
②－３　プール管理人はバックボード・レスキューシート・毛布等を用意する。
②－４　プール事務所は救急車をプール北側入口に誘導をする。
②－３　プール事務所は保護者・学校・市役所・関係機関へ連絡する。
②－４　水泳指導者は、団員がショック状態に陥らないように本人及び周囲を落ち着かせる。
②－５　現場主任は、団員に帰宅を指示する。
②－６　現場主任は、会長に事故報告を行う。
②－７　会長は、プール事務所と連絡を取り報道関係の統一化を計る。（報道関係の一本化）
②－８　会長は、三役を緊急召集し、対応を計る。
③　呼吸確認・意識が有る場合は、
③－１　状況によりプール管理人は１１９番通報（救急車要請）すとともに事務所へ連絡する。
③－２　プール管理人はバックボード・レスキューシート・毛布等を用意する。
③－３　プール事務所は救急車をプール北側入口に誘導をする。
③－４　プール事務所は保護者・学校・市役所・関係機関へ連絡する。
③－５　水泳指導者は、団員がショック状態に陥らないように本人及び周囲を落ち着かせる。

③－６　軽症の場合は、プール管理人及び事務所に依頼し対応をお願いする。

５　配慮事項

①　負傷者・保護者に対して，誠意を尽くすこと。

②　保護者へ速やかに「落ち着いて正確に，要領よく」報告すること。

＊　禁句(十分注意した，大したことはない，責任逃れ「マニアルに従って指導したので間違いありません」等)に注意するとともに，推測・大げさな表現・正当化・弁解等を慎むこと。

③　頭部・腹部の打撲が予想される場合は，後で症状が出ることがあるので，帰宅後も追跡調査するなど留意すること。

④　外部に対し窓口を一本化し，同一内容を発表すること。(報道関係・地域・団員等)館長又は事務所長又は水泳連盟会長発表とする。

⑤　全指導員の共通理解のもとに，指導・協力体制を確立すること。

⑥　日時を追って，事故発生後の経緯を克明に記録すること。時系列の作成

６　報告内容

①　患者（傷者）の氏名、年齢・住所

②　日時　平成年月日（曜日）　時分頃

③　場所　秩父市温水プール

④　負傷の部位・程度具体的に記載する。

⑤　事故の概要　指導中に（負傷）した。

ア．事故概要と状況

イ．応急救急処置の状況

ウ．病院への搬送方法

エ．経緯と今後の見通し

オ．指導者の対応

カ．その他

６　事故等による報道関係への対応

（1）　取材前に

○　報道関係がプールに来る前に，関係職員で速やかに対応について協議する。

・　水泳連盟三役・発生時の指導者で協議

・　関係団員への対応

・　関係機関への連絡…プール事務所へ報告

・　関係団員に関する情報収集

・　役割分担の確認

・　今後の対応

・　報道関係対応についての確認

（2）　基本的な視点

○　取材申し込み等の外部との窓口は一本化するためプール事務所と相談する(会長または副会長)。

＊　電話での取材は内容等の誤解を招くので，応じない方向で進める。

＊　取材場所，取材時間を取り決める。

・　秩父市水泳連盟行事に支障のない範囲ですすめる。

○　記者会見を設定し，個々の報道各社の取材に応じないようにする。

・　対応が遅れないようにする。

○　団員の個人情報，人権の保障を常に考えて対応する。

○　取材場所はプール事務所と相談する。

・　プール事務所と相談して自由な取材は許可しない方向で進める。

○　トラブル防止のため２名以上で対応する。
・　原則としてプール事務所と会長又は副会長
○　あらかじめ予想される質問を考え，きちんと答えられるように準備しておく。
・　事故に対する秩父市水泳連盟の態度
・　事故後の秩父市水泳連盟の対応
・　今後の指導方針
・　事故前の秩父市水泳連盟の指導や留意していたこと等

（3）　取材を始める前に

○　報道機関名，担当記者名を確認する。
○　取材に応じる時間を確認する。（〇時〇分～〇時〇分まで）
○　報道陣の入る場所を限定する。
＊　団員に動揺を与えないという観点から
○　団員の人権や個人情報・教育上の配慮事項等の約束をする。
人権や個人情報を守らなくてはならないので，以下の点について理解を求める。
①　団員や関係者の実名を公表しない。
②　団員等の顔写真の掲載は発表はしない。
③　団員や指導者への直接インタビューは，原則としてしない。
・　団員の動揺を抑え，少しでも早く落ち着かせる観点から，報道陣への理解を求める。どうしてもというときには，会長・団長の付き添いのもとで行う。
④　写真やビデオ撮影，プールへの出入りは次の観点から原則としてしない。
・　団員に動揺を与え，指導に支障がある。
・　団員の顔が写り，人権上問題がある。
⑤　プールを撮影するときは，撮影してもよい時間，撮影してもよい場所をプール事務所で対応する。

（4）　取材中の対応

○　憶測や推量で答えない。
○　事実のみ，必要な部分について答える。
・　質問に対して，曖昧なことは「確認中」「まだ確認していない」と答える。
○　質問以外の余分なことに触れないようにする。
○　団員や指導者の人権を守ることを第一に考える。
○　時間を守り，長引かないようにする。

（5）　その他

①　事故対応の役割を決めておく。
○　指揮・総括・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・会長，副会長
○　指示事項伝達・・・・・・・・・・・・・・・・理事長，各主任・副主任
○　外部関係機関への対応・・・・・・・・・・・・・・・・プール事務所、水泳連盟会長・副会長
○　当該団員への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・水泳少年団会長、理事長、主　　任
○　記録簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・現場主任・対応者
・　時刻，相手，内容をもれなく記録する。（現場主任）
・　事故後のすべての対応記録について，内容・時刻・相手について記述する。（対応者）
○　事故報告書・・・・・・・・・・・・・・・プール事務所、会長又は副会長又は理事長・現場責任者
○　電話対応・・・・・・・・・・・・・・・・プール事務所、会長、副会長

○　該当団員の情報収集・・・・・・・・・・・・・・・・現場主任(速やかに)

②　各種の情報や噂に惑わされないようにする。

③　保護者，水泳少年団会長等への事情説明は，はっきりしていることを，できるだけ早い段階で行う。

・　憶測による無責任な噂や中傷が流れないように理解と協力を求める。

④　「今，秩父市水泳連盟では何をすることがよいのか」を基準にして，方策を検討する。

⑤　できるだけ手厚く，可能な限り最善を尽くす。

・　団員入院の場合・・・・・・・・・その日のうちに見舞う。